

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年2月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300279 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2300032 号

第1 結論

昭和 63 年 12 月 31 日から昭和 64 年 1 月 5 日までの請求期間については、国民年金第 3 号被保険者の期間とし、かつ、保険料納付済期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 12 月 31 日から昭和 64 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 63 年 12 月 30 日付で、A 社（現在は、B 社）を退職し、夫の被扶養者となった。国民年金第 3 号被保険者となる手続については、元号が変わるか変わらないかぐらいの時期に、私が市役所で届出を行った。

しかしながら、国の記録では、国民年金第 3 号被保険者資格の取得年月日が、昭和 64 年 1 月 5 日と記録されているので、当該資格取得年月日を昭和 63 年 12 月 31 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A 社を退職し、請求期間の昭和 63 年 12 月 31 日から収入はなく、夫の被扶養者となった旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金第 3 号被保険者関係届が提出され、国民年金第 3 号被保険者資格取得日は昭和 64 年 1 月 5 日として記録されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録によると、請求期間においては雇用保険の基本手当を受給していないことが確認できる上、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 63 年 12 月 31 日であることから、請求者は離職により同日から配偶者の被扶養者になったと推認される。

また、請求者は昭和 64 年 1 月 5 日から厚生年金保険被保険者である配偶者の収入により生計を維持されている者であると既に認定されているところ、前述のとおり、請求者が被扶養者になった日は昭和 63 年 12 月 31 日と推認されることから、昭和 64 年 1 月 5 日より前の昭和 63 年 12 月 31 日から国民年金第 3 号被保険者の要件に該当していたものと認められる。

そのほかの事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間は、国民年金第 3 号被保険者であった期間であり、保険料納付済期間に該当していたものと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2300339号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2300150号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①から⑥までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間②及び④について、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間②及び④の別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における同表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和60年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：① 平成22年8月10日
② 平成22年12月16日
③ 平成23年8月10日
④ 平成23年12月16日
⑤ 平成24年8月10日
⑥ 平成24年12月17日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により、請求者は事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までにおける賞与に係る届出や保険料納付について、いずれも不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の標準賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②及び④について、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間②及び④に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間②及び④における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給年月日	賞与支給額 に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文 訂正後の 標準賞与額
①	平成22年8月10日	20万円	20万円	20万円	—
②	平成22年12月16日	20万5,000円	19万6,000円	19万6,000円	20万5,000円
③	平成23年8月10日	19万円	19万円	19万円	—
④	平成23年12月16日	19万円	18万6,000円	18万6,000円	19万円
⑤	平成24年8月10日	19万円	19万円	19万円	—
⑥	平成24年12月17日	19万円	19万円	19万円	—